

取得財産等管理明細書

(単位：円)

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	保管 場所	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格または効用の増加価格が50万円(税抜)以上の財産とし、処分制限がかかります。
2. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
3. 取得年月日は、領収証の日付又は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。